

第10回「森を育む」施策を検討する部会 会議録	
日 時	平成30年3月6日（火）午後2時00分～4時00分
開 催 場 所	関内中央ビル6階協議室
出 席 者	東委員、岩本委員、加茂委員、望月部会長（五十音順）
欠 席 者	清水委員
開 催 形 態	公開（傍聴0人）
議 題	1 横浜みどりアップ計画「森を育む」施策の評価・提案について 2 その他
議 事	<p>（事務局） 第10回市民推進会議の「森を育む」施策を検討する部会を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議の成立について御報告いたします。この会議は横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱の第5条第2項の規定によりまして、半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は定数5名中4名の方が御出席ということで、会議が成立していることをまず御報告いたします。</p> <p>また、この会議が、同要項の第9条によりまして公開となっております。会議録につきましても委員の皆様の発言者の氏名も記載する形で公表する形になります。会議中に記録のため、写真撮影を行う場がございますが、こちらはホームページ並びに広報紙等で使わせていただく場合もございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。</p> <p>では、これから進行につきましては、部会長の望月先生にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>（望月部会長） それではまず、議題の1で「森を育む」事業の評価・まとめについてでございますので、まず早速事務局から御説明を伺いたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（事務局説明）</p> <p>（望月部会長） 色々な説明がどっと来ましたので、多分、頭の中の整理ができていらないかと思うので、まずわからないことがおありになったら質問をどうぞ。</p> <p>（東委員） ハイライトについて、前回の全体会議のときに一番わかりやすいことをわかりやすく伝えてほしいという意見を出したんですけど、一目で、一番これが大切だということ、これだけ進んでいるということがわかったので、それはとてもよいかなと思います。</p> <p>ハイライトはこの報告書のどの位置に入っているのですか。</p> <p>（事務局） 目次をご覧ください。取組の柱に入る前に、柱のハイライトということで総括的な役割として入れています。</p> <p>（東委員） そうですね、それがよいかと思います。</p> <p>あと質問なのですが、樹林地の指定について、先ほどご説明いただいた、虫食い状のところを中心に指定を進めるモデルが進んでいるというところですね。多分これがきっと課題なのか</p>

など思うのですけれども、その指定を進める上で、同意をいただけない理由だとか、その傾向とか、何でもこういう虫食い状に残ってしまうのかというところがやっぱり残念なところであるのですが、もし補足説明などあればと思います。

(事務局)

地権者さんの意向ですけれども、先祖代々自分が受け継いできたものなので、そこに特別緑地保全地区なりいろんな網をかけると、もうそれで使い道が決まってしまうわけですね。そういうことに対し、やはり子孫に残したい気持ちはあるのだけど、それを自分が決めていいかどうかというので迷われている方もいらっしゃるし、あとは単純に、別な横浜市の事業であまりいい思いをしなかったので、市には協力したくないというような方もいらっしゃいます。

あとは、地権者さんの理由というよりも、我々が特別緑地保全地区などを進めていく場合には、最終的に市が買い取ることを想定していますので、全部測量をして境界をきちんと決めてからこういった指定をしています。しかし、場所によっては、所有者不明の土地などがあって、隣の土地と境界を決めたくても相手がわからなくて境界が決まらないような場合もあります。そういう、地権者側としては進めたいけれども、市側や、測量の都合で場所が決まらないので指定ができないなどの理由が挙げられます。地権者さんが完全に市の事業に協力しないという方がいても、今は維持管理助成などの制度が充実してきたり、実際に市が買い取ってきちんと市が責任を持って管理をしている実績を見ていただけて、最初は嫌だったのだけれども途中から変わって、じゃあいいですよという方もいらっしゃいます。

そのため、我々としては一度断られても、3年とか5年ぐらいたってもう一度声をかけてみるということを今、重点的に進めています。

(岩本委員) ちょっと私からも一言。

(望月部会長) はい、どうぞ。

(岩本委員) 私も自分の近くの市民の森の、一地権者として何年か前に相続がありまして、買い上げをしていただいた経過なのですが、緑地保全制度についての内容を地権者さんもわかっている分とわからない部分とあると思います。

制度の内容については役所からご説明していただくのですが、農家や、地権者の方は非常にそういうところに疎いといえますか、わからないところが多いものです。ただ、皆さん緑が嫌いだという人は誰もいないのですね。昔からの農村風景、お花が咲いて、川に魚がいてというようなのを誰も嫌だという人はいないのです。

現在の指定状況では虫食い状態のところがあるということですが、それぞれの農家によって、地権者の方によっても事情や思いが違いますので、その辺も踏まえて行政サイドでまた粘り強く、説明と推進をしていただきたいと思います。

(東委員)

岩本さんが市民の森で市と契約するとき、逆にわかりづらいついとか不安に思ったことはあるのですか。

(岩本委員)

いっぱいあります。何もかもです。多少は今、わかってきましたけど。

(東委員) 一番気になったのは何ですか。

(岩本委員) そうですね。この土地が将来的にどうなるのかと、やはり最終的には資産の価値の問題です。私は今80%か90%かわかってきているのですが、近隣の地主は全然わからない人もいっぱいいるのではないかなと思っております。ですので、そのあたりを、行政の方が粘り強く説明していただきたい。私はもうそういうことを実感して、経験してきました。制度の内容は非常にありがたいと思いますので、あとは多少その土地の評価を高く見ていただいといるところも必要なかなと思っております。

(望月部会長) 皆さんそれぞれに色々な事情があつて、なかなかこちらのほうから指定を受けてくださいと言つて、はいそうですかというわけにはいかない。持つてゐる方にとってみれば大きな財産ですから、その財産をこういう形で指定を受けるといふ話になると制約を受けることになりますからね。

だから当然、指定を受けるといふのはとっても大きなハードルなのですよ。

簡単に言うと、高飛びのように高いハードルを越えなきゃいけないので。そのときにはやはり、1つの確たるものがないとなかなかそれはできないので、行政の皆さんがそれぞれの人にきちんと説明をして、先ほど岩本さんが言ったとおりで100%納得できなくても、まあ大体これくらいが確認できるのならやってみてもいいかなと思えるのが実際の現場だと思うのですよ。

だからやっぱり粘り強くやるしかない。逆に言うと、横浜みどり税のような取組をやっているから、あれだけの土地の指定が受けられている。今やっている取組がなかったら、自分みずから指定を受けるといふことは絶対ないですからね。

先ほど事務局からは、目標になかなか到達しないと説明がありました。私は全く逆で、着実に毎年100ヘクタールの指定が進んできたわけで、最初にみどり税をつくった者から言わせてもらいますと、驚異的だと思つていふのですよ。その一番根本的なものが何といつても将来にわたつてどうやってこの森を保全してもらへるかといふ、その保証がある程度、市によってされていることです。市による買い取り制度が裏づけとしてある。そして実際に実績を見せる、これが大事だと思つていふ。しかも相続税の負担もちゃんと軽減が受けられて、それで買い取つて、それできちんと森が残されているといふ事実を市民の皆さんが見る。そこが大事なのですよ。

(東委員) でも、今、高齢化なので、今後ますます相続などを考へて、どうしようかなといふ人が増えると思つていふので、そういった不測の事態がますます増えると思つていふのですが、そういったときに、みどりアップの人たちだけでやるよりも、例えば福祉などの、他局と一緒に働きかけとかしたほうが、より理解が進むのかなと思つたのですけど、そういうことはいふのでしょうか。

(望月部会長) 農政の皆さんとはね、当然連携して。農も入つていふからね。助成とかそういうのは当然、連携をしてやつていふですよ。

(岩本委員) ちょっと今言われたように、そういう農政の方々とかね、常日ごろ、顔なじみの方が説明していただいた方が受け入れやすいかもしれません。

(望月部会長) そうです、本当にそうです。

(岩本委員) 失礼ですが、まあ東委員がよくわかっておられて、私のところに来て説明されても、ちょっと抵抗をね、するかもしれませんしね。

(東委員) そうですね。だから、せっかくいい取組なので、そこはやっぱり他局と連携とかもやったほうがいいかと思います。

(岩本委員) 先ほどお話ししましたけど、役所の方から説明をいただいて、ある程度わかっても、その一歩ハードルを越える、そこがまあ正直わからないのですよね。そこをもう少しかみ砕いて説明、フォローしていただくと、そこで決断できる。

私の場合も、そういうハードルが幾つかあったんですが、それにはまず、自分が理解しないと。先祖からずっと受け継いだ土地は山でも畑でも田んぼでも、それぞれの思いがありますの説明をいただくとかが必要かなと思っています。

(加茂委員) さっき望月先生がおっしゃったように、本当によくこれだけたくさん指定できたという、それはすごいですよね。

(望月部会長) そうですよ。私は川崎の住民ですので、もう段違いです。

(加茂委員) そうですね、だから10年の間にこれだけ指定がというのはすごいことで。目標を達せないということよりも、そっちのほうの評価に値するのではないかと思います。

(事務局) 1点補足だけさせていただきたいのですが、こちらの虫食いの地図に関しましては、本日の部会への説明用ということで、大分わかりやすい形で表現させていただいております。先ほど制度が幾つかあるということを行いましたけども、それも制度の色分けをするともっとより複雑になってしまうのを、もう緑地保全制度どれかの制度に指定されているものということで色づけしておりますので、御承知おきいただければと思います。よろしく願いいたします。

(望月部会長) 何でそういうふうになっているかということ、国の法律から県の法律から、この横浜市の独自にやっているやつから、それに応じて税制の取扱いや、相続の取扱いなどが、全部違うので、そういう制度上の違いを反映した形でやると、もうモザイクのようになっちゃいますよね。とはいえ、こういう形で、これだけの緑の中で、少なくともこの、ここで言われている保全制度に登録していただいているというのは、これだけの緑がある中でこれだけ保全制度の網になっているというのが、結構すごいことなんですよ。

(岩本委員) 全体が1つの制度で統一されているとわかりやすいのですが、不可能に近いと思いますので、様々な制度の中で、緑地が保たれば、目的を達成できるんじゃないかなと思いますね。最終的にはね。

(望月部会長) 谷戸のところなんかでは、開発が進むと、道路1本通すのもとんでもないことになっちゃうのです。昔のあぜ道に通した形の道路がそのまま道路になっているというケースがあって、災害があったときはもう大変なことになってしまう。

だから、こういったきちんとした制度のもとで、緑が保全されていくというのは、実を言うと、都市計画や、そこに住んでいる皆さんの生活全体、極端な話をすると、命を守るときのとりになるのですよね。だからこそ大事なのです。

(岩本委員) 今おっしゃっていただいた、災害という問題でもね、森は非常に必要だと思います。防災計画がありますが、大体小学校が拠点で避難場所になっているのですが、いつとき避難場所というところがうちの地域に何か所かありまして、神社だとか。それでうちのほうの市民の森の中でも今、つくっています。広い広場もありますし、もし水がなくなっても、その森のどこかには必ず水が湧いていますので、水の確保は安心。まあいろんな安心の面がまだいっぱいあるのです。

(加茂委員) 災害のためにも、保水機能など、森の役割というのは、とても貴重だと思います。

(岩本委員) ええ、様々な役割を持っています。そこに住んでいる私たちは、もう全部熟知していますから。

(望月部会長) ここは市民の代表としての皆さんの評価になりますので、議論をもとに戻します。皆さんで何かこれをつけ加える必要がありましたらぜひ御意見をいただきたいと思います。

(加茂委員) 今の災害に対する森の役割みたいなのも評価に入れたらいいと思います。

(事務局) なるほど。防災の観点を入れます。

(望月部会長) 施策3で、森と市民をつなげる取組については、市民にとってメリットのあることにつながっているかというような視点も加えてもいいんじゃないかなと思います。

例えば幼稚園の皆さんとかがウオーキングに出かけていく、そういう機会の拡大につながっている。あるいはそういうことを、森の楽しみを実感として味わえる機会を提供しているという評価にしてもいいと思うんですよね。単純に施策でやったことの評価だけではなく、こういう取組をしたことが森と市民をつなげる機会を多く生み出しているところに評価の視点を加えてもいいと思うのです。

(東委員) 先日私は、みどりアップのC. W. ニコルさんの講演会に参加したのですが、ニコルさんも森の子供たちへの教育の効果というお話が、科学的に実は実証されているという話をしている、その脳の発達にも森での教育がすごく影響を及ぼしているという話だったんですけど。なので、その都市の緑のあり方として子供たちの教育の場として、積極的に提供することで市民への還元をしていることと、それをまたさらに今後も充実させていくことに期待しますみたいなこともちょっと具体的に入っていてもいいのかなと思いました。

(岩本委員) 幼稚園さんでも、いろんな一般の方でも一度来ていただく

と、継続的に来てもらえるんですね。やっぱりここはいいと言  
っていただいて。ある程度PRといいますか、広報を積極的に  
していただいて、皆さんに来ていただきたいと思えますね。

(東委員) 施策1のところの評価で「不測の事態等による買い取りは着  
実に対応できており、評価します」とあるんですけど、これは  
果たして着実と言い切っているものかどうかなというのが結  
構疑問があるところで。これは評価し過ぎの気もするのですが  
いかがでしょうか。

(望月部会長) いや、これはね、できているのです。  
なぜかという、指定を受けますでしょう。だけど地主さん  
が亡くなって相続が発生したときに、さてどうしようかと言っ  
て、横浜市に相談するときには、みどり税があるので買い取っ  
てもらえるのです。

(東委員) 去年、市民運動とかもあったじゃないですか。あのよう  
に、買い取りという希望があったけど、それはもう既に時遅し  
で買えなかったという例がいっぱいあるので。

(望月部会長) それは沢山あります。業者が飛んできますので、業  
者が先に手をつけて買って。タッチの差で先に。

(東委員) そうですよ。それは地権者の都合でもあるので。地権者  
が依頼したのに関しては確実に買い取れているのかもしれない  
けれど。

(望月部会長) おっしゃるとおり、そう書いたほうがいいですね。そ  
れなら正確だ。

(加茂委員) それがルールですよ。地権者が依頼したものに対して  
の買い取りで、市民がここはまた買い取ったらいいという意見  
ではないと思います。

(事務局) 市としては、全て地権者の方の意向がまずあって、それ  
に沿って進めているので、みどり税があるから、私は開発したい  
という人の土地を無理やり買い上げて緑地として残すことはでき  
ないです。あくまでも御同意をいただいて、それで今、望月先  
生がおっしゃったように、不測の事態が起きたときには着実に  
対応しましたということです。

(岩本委員) ただ不測の事態だけじゃないんですね。

(事務局) そうです。

(岩本委員) これはちょっと失礼ですが、やっぱりそれぞれの地権者  
の事情がありますので、地主さんの事情を御理解いただいて進  
めただければよろしいのかなと。

(望月部会長) 正確には確かに、あくまでもこれは申し出があつた  
ケースですね。申し出がないケースが沢山ありますので、そう  
いう風にかきましよう。

私は基本的に、よく書いていただいたなと思っていますので、  
市民の皆さんに御意見を、こういう形で評価に載せるという  
ことで私はいいと思っています。ただ、文章等をもう少し工

	<p>夫をお願いしたいということが、多分、委員の皆さんにはあるかもしれませんので、もし何かありましたら、こちらの行政の方のほうに、こういう表現でどうでしょうと御提案をさせていただくという、留保をつけておきましょうか。どうですか。</p> <p>(岩本委員) そうですね。</p> <p>(東委員) 「小面積の指定が多くなった背景などからも」というのも、これは理由として、私たちは説明を聞いているからわかるんですけど、一般の人はわからないかもしれないですね。この担当者のコメントのほうがわかる。</p> <p>(望月部会長) そう、最初はね、担当者コメントは入れてなかったんですよ。ところがやっぱり市の担当者の方々のコメントがあって、それで市民の皆さんの評価があって、両方あわせて読むと行政側の評価と、それから市民の側の評価をあわせて読むような形で、ちょうどバランスが取れるという感じになって。だから、意外に私なんかは実を言うと、担当者からのコメントのほうを楽しみなのですけどね。</p> <p>それとあわせて見ていただくと、表現等について、気になるところが見えたりしますので、ぜひコメントを寄せてください。ここで一字一句やっているのとエンドレスに時間がたってしまうので。</p> <p>一応これの方向性でよろしいということでこの部会では取りまとめておきたいと思います。</p> <p>では、続きまして質疑はここで終わることにしますので、議題の2になると思います。その他ということではありますが、何か皆さんのほうで御意見はございますか。</p> <p>(望月部会長) ないようであれば、市民とともに次世代につなぐ森を育む施策の評価・提案等については以上とさせていただきます。</p> <p>では、事務局にお返しします。</p> <p>(事務局) これをもちまして第10回のみどりアップ計画市民推進会議の「森を育む」施策を検討する部会について終了させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>資料 ・ 特記事項</p>	<p>次第 資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 平成29年度報告書(案)【抜粋】 資料2 横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)平成29年度事業目標及び進捗状況[平成29年11月末時点]</p>